

令和6年3月29日

お知らせ

富山県農林水産部
土木部

県発注工事に関する前払金の特例の継続について

富山県では、令和5年度の県発注工事に関し、前払金の用途を拡大する特例措置を適用してきたところですが、令和6年度についても当該措置を継続します。

1 対象となる前払金

平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるもの

2 用途拡大の内容

- ・前払金の用途について、従前の対象となっている直接工事費、共通仮設費に加え、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に拡大
- ・これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25

3 既に請負契約を締結した工事の取扱い

- ・既に請負契約を締結した工事についても本特例措置を適用することが可能
- ・本特例措置の適用を希望する場合は、発注所属にご相談ください。

(事務担当)

農林水産企画課 経理係

TEL 076-444-3369

管理課 入札・契約係

TEL 076-444-3309